

# 御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託に係る仕様書

## 1. 目的

御代田町（以下、「本町とする。」）では、交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の増進を図ることを目的に「70歳以上の高齢者」、「70歳未満の一定の障がいをお持ちのかた」、「免許返納者」に対し、タクシー運賃の一部を助成している。

しかし、紙媒体のチケットの申請、精算手続きには、毎年役場に来庁する必要があり、利用者の利便性向上が求められる。また、使用済みチケットを処理するタクシー事業者や本町職員による事務作業の増加も課題となっている。

その課題を解決するため、マイナンバーカードを活用した新たなタクシー助成事業のシステムを構築する。

## 2. 本業務の内容

### (1) 業務名

御代田町タクシー利用助成券電子化移行業務委託（以下「本業務委託」という。）

### (2) 調達範囲

「3. 機能要件」に定義された仕様を満たすシステム構築を行う。システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他の使用許諾を得ることとする。

### (3) 調達計画

#### ア 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、令和9年4月1日から令和11年3月までの2か年分のシステム運営保守についても、本業務委託に含めることとする。

#### イ スケジュール（予定）

スケジュールは、下記のように予定しているが、円滑にシステム開発をした上で、タクシー事業者、本町へのシステム設置及び操作説明を行い、令和9年1月以降に利用者登録できるよう全工程を通じて無理のないスケジュール及び体制を提案すること。

公募の開始(告示)	令和8年6月9日(火)
質問書の提出期限	令和8年6月16日(火)
質問に対する回答	令和8年6月18日(木)
参加申込書の提出期限	令和8年6月22日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年6月29日(月)

プレゼンテーション審査	令和8年7月3日（金）
結果通知	令和8年7月上旬
契約締結	令和8年7月中旬

### 3. 機能要件

#### (1) システム開発

##### ア 利用登録システム

- ・スマートフォンの使用を想定した、ブラウザ経由で利用可能な WEB システムであること。
- ・マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスを利用し、電子的な本人確認を行うことができる機能を有すること。

##### イ 端末システム

- ・タクシー事業者、タクシードライバー、初乗り運賃などの情報を設定できる機能を有すること。
- ・利用者の利用実績情報を端末内部に保持することができる機能を有すること。
- ・端末内に保持した利用情報をサーバへアップロードすることができる機能を有すること。

##### ウ 精算システム

- ・サーバに保持されているタクシーの利用情報を閲覧することができ、請求書の出力機能を有すること。

##### エ サーバの構築

- ・本システムを構築する際に必要なサーバの構築を行うこと。

##### オ その他

- ・複数の自治体に導入しており、2か年以上に渡り安定した利用実績のあるシステムであること。
- ・令和9年4月1日から令和11年3月までの2か年の分のシステム運営保守についても、本業務委託に含めること。
- ・令和9年1月以降に利用者登録できること
- ・操作が簡単に出来るシステムであり、親しみ易く分かりやすいユーザインターフェース機能を保持していること。

#### (2) 他システム連携要件

##### ア 庁外システムとの連携

本システムは、以下のような外部システムとの連携を行う予定である。

連携先	情報等	方向	方法	頻度
公的個人認証システム	氏名・住所・生年月日・性別・電子証明書等	送受信	インターネット	随時

#### 4. 非機能要件

##### (1) 前提条件

###### ア システム利用時間

稼働時間については、平日・土日祝日を問わず、最大 24 時間の利用ができること。

###### イ システム利用者

###### 管理者

利用者	本町職員
想定する認証方法	ログイン ID・パスワード
利用するシステム	利用登録システム 精算システム 管理者システム(LGWAN)

###### タクシードライバー

利用者	タクシードライバー
想定する認証方法	無し
利用するシステム	端末システム

###### タクシー事務所等

利用者	タクシー事務所
想定する認証方法	ログイン ID・パスワード
利用するシステム	精算システム

###### ユーザー

利用者	町民
想定する認証方法	マイナンバーカード
利用するシステム	利用登録システム

###### ウ システム利用規模

システム利用者想定数	管理者：4名程度 タクシー台数：20台程度 タクシー事務所：2か所
------------	---

	ユーザー：約 500 名
利用端末想定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用登録システム用端末 4 台</li> <li>・精算システム用(庁内)端末 2 台</li> <li>・端末システム用端末 20 台</li> <li>・精算システム用(タクシー事務所)端末 2 台</li> </ul>

## エ システム利用環境

- ①「利用登録システム」は、WEB ブラウザ上で機能するシステムを利用すること。
- ②「精算システム」は、庁内のインターネット接続端末を用いて利用できること。端末は、本町にて用意したものを利用すること。
- ③「端末システム」は、タブレット端末もしくはスマートフォン端末を用いて利用できること。
- ④「精算システム」は、タクシー事務所内のインターネット接続端末を用いて利用できること。端末は、タクシー事業者にあるものを利用する予定。

### ⑤サーバ

クラウド上で必要なサーバリソースを確保すること。

システム開発におけるクラウドサーバの利用に関する費用については、本業務の範囲とすること。

### ⑥ネットワーク

ネットワークについては、LGWAN 回線は、本町が用意したネットワークに接続すること。インターネット回線については、回線の準備及び回線利用に関する費用については、本業務の範囲とすること。

## 5. その他

契約の履行に当たり、本町より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び事業運営上の一切の情報及び個人情報を第三者に開示・漏えいしないこと。ただし、開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報はこの限りでない。

また、目的物の納入後、別途合意した期間内にこの目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見され、遅滞なく通知した場合、当該目的物の代替品の納入、代金の減額、修補又は修補に要する費用の負担を行うとともに、これとあわせて当該契約不適合により本町が被った損害を賠償する。

## 6. 連絡調整等

開発及び運用に当たっては進捗状況を定期的に報告すること。また、技術検証の実施に際しては協力を行うこと。